

熊本県土木部 I C T活用工事（土工） 試行要領

（令和 7 年（2025 年） 8 月 15 日一部改定）

第 1 条（趣旨）

この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、熊本県土木部が発注する建設工事において、「I C Tを全面的に活用する工事」（以下、「I C T活用工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（I C T活用工事（土工））

1 I C T活用工事における土工

I C T活用工事（土工）とは、次に示す①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいて I C Tを活用する工事とする。ただし、一部活用の場合は、下表に示す 5 つのタイプのいずれかを採用することとする。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成（必須）
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品（必須）

施工プロセス区分	I C T 全活用	I C T一部活用				
		タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	タイプ⑤
① 3 次元起工測量	○	○	－	－	○	－
② 3 次元設計データ作成（必須）	○	○	○	○	○	○
③ I C T建機による施工	○	○	○	○	－	－
④ 3 次元出来形管理	○	－	○	－	○	○
⑤ 3 次元データの納品（必須）	○	○	○	○	○	○

＜内容＞

① 3 次元起工測量

起工測量において、3 次元測量データを取得するため、次に示す 1）～ 7）の中から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での 3 次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとする。

なお、管理断面及び変化点の計測による測量を選択した場合において、下記 1）～ 7）の他、3 次元データを取得可能な方法により 3 次元起工測量を実施した場合、I C T活用とする。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5）T S 等光波方式を用いた起工測量

6) TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量

7) RTK-GNSSを用いた起工測量

【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」も適宜追加する。

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建機による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT活用工事とする。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、下記(1)、(2)に示す方法により出来形管理及び品質管理を行う。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～4)から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する

管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし、以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ８）施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）

【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する。

（※）出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、上記１）～１１）を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。

ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品した場合に、ＩＣＴ活用とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もＩＣＴ活用工事とする。

⑤ ３次元データの納品

当該工事で作成した３次元データを電子納品する。

２ 監督・検査

上記のほか、監督・検査についても、３次元データに対応した関連要領等最新のものにより実施するものとする。

第3条（対象工事及び工種）

ＩＣＴ活用工事（土工）の対象工事は、国庫補助事業における発注予定価格 3,000 万円以上の工事又は、県単独事業における工事とし、河川・道路・砂防・海岸の「土工を含む一般土木工事」で、土工量 1,000m³ 以上の工事が原則であり、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が指定する工事とする。ただし、岩（軟岩・硬岩）は除く。

なお、土工量 1,000m³ 以上の工事とは、土（岩は除く）の移動量の計が 1,000m³ 以上のものであり、例えば、掘削土量 500m³＋盛土土量 500m³ の工事は土工量 1,000m³ とする。

ただし、ＩＣＴ活用工事による効果が見込まれる場合は、対象額に関わらず実施可能とする。

1 対象工種

ＩＣＴ活用工事（土工）の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

1) 河川土工、海岸土工、砂防土工

- ・掘削工（河床等掘削含む）
- ・盛土工
- ・法面整形工

2) 道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

2 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ただし、河川維持掘削等、ＩＣＴ活用の効果が見込まれる工事においては、土木施工管理基準を適用することを条件にＩＣＴ活用工事（土工）の対象とすることができる。

なお、対象とする場合は土木技術管理課へ報告すること。

3 その他の工種について

工事内容に他のＩＣＴ工種が含まれる場合には、特記仕様書に指定された工種でのＩＣＴ活用工事を実施することを条件にその他の工種についてもＩＣＴ活用工事として実施可能とし、実施する場合は該当工種の「熊本県土木部ＩＣＴ活用工事試行要領」に基づき実施する。

第4条（ＩＣＴ活用工事（土工）の実施方法）

1 発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注は、下記によるものとする。

（1）発注者指定型

- ・対象工種の土工量（掘削・盛土）の合計が 10,000m³ 以上の工事
- ※ただし、工事成績評定対象外工事については、「受注者希望型」とする。

(2) 受注者希望型

- ・対象工種の土工量（掘削・盛土）の合計が 1,000m³ 以上 10,000m³ 未満の工事

2 発注における施工条件の明示

対象工事の発注にあたっては、特記仕様書にその旨を記載する。

記載例を別添－１のとおり示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して、「熊本県土木工事標準積算基準書」及び国土交通省から発出されている積算要領（《表－１．積算要領》参照）に基づき、ＩＣＴ活用工事に伴う費用を積算するものとする。

なお、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費については、受注者にその費用について見積依頼を行い、設計変更により経費を計上する。

(2) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際してはＩＣＴを活用しない従来工法で積算を実施する。

契約後、ＩＣＴ活用工事（土工）を実施することが受発注者間で協議が整った場合、「熊本県土木工事標準積算基準書」及び国土交通省から発出されている積算要領（《表－１．積算要領》参照）に基づき設計変更する。

なお、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費については、受注者にその費用について見積依頼を行い、経費を計上する。

《表－１．積算要領》

区分	準用する要領の名称	発行元
土工	別紙－２ ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領	国土交通省
砂防土工	別紙－４ ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領	国土交通省
河床等掘削	別紙－５ ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領	国土交通省

第５条（ＩＣＴ活用工事（土工）の実施手続）

1 実施手続き

(1) 発注者指定型

受注者は、契約後、発注者へ協議書で I C T 工事計画書（別添－ 2）及び内容等が確認できる資料を提出する。

なお、I C T 施工技術の活用については、本要領第 2 条①～⑤全ての段階で全面的に活用するものとする。

また、原則、土工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

（２）受注者希望型

受注者は、第 2 条①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいて I C T を活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書で I C T 活用工事計画書（別添 3）及び内容等が確認できる資料を提出し、協議が整った場合に I C T 活用工事（土工）として実施することが出来る。

2 実施フロー

I C T 活用工事（土工）の実施フローについては、原則、別添－ 3 によるものとする。

第 6 条（工事成績評定における措置）

1 I C T 活用工事における評価

発注方式に関わらず、第 2 条①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいて I C T を活用した場合、工事成績評定「創意工夫」の該当する項目で評価するものとする。

2 I C T 活用工事において、I C T 活用施工を実施しない場合の評価

（１）発注者指定型

受注者の責により、I C T 活用施工（第 2 条①～⑤の全て）が実施されない場合は、工事成績評定において減点するものとする。

但し、以下については I C T 活用工事として評価し未履行の減点対象としない。

- 1） 起工測量において、前工事及び設計段階での 3 次元納品データが活用できる場合等の断面及び変化点の計測による測量
- 2） 現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合の、従来型建設機械による施工
- 3） 土工数量が少なく③ I C T 建設機械による施工を行っても現場の作業効率が見込まれない場合
- 4） 出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる、及び降雪・積雪等によって面管理が実施できない等の理由により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施した場合。

なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点 m^2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理

手法のことをいう。

(2) 受注者希望型

受発注者協議により、ICT活用施工を実施しない場合は、工事成績評価において加算対象とせず、減点を行わない。

第7条（ICT活用工事（土工）に適用する要領、基準類）

ICT活用工事（土工）を実施した場合の施工に伴い必要となる調査・測量・施工・電子納品・検査についての要領・基準類は、ICT活用工事（土工）に関する国土交通省の最新の要領、基準類により実施する。

受注者は、使用する基準類を施工計画書に明示（国土交通省の最新の要領等を参考に使用する基準類を抜粋し、制定・改定日欄を最新のものを記載）し、施工を開始すること。

第8条（施工管理・監督・検査）

ICT活用工事（土工）を実施するに当たっては、ICT活用工事（土工）に関する国土交通省の最新の要領、基準類により施工管理・監督・検査を実施するものとし、監督職員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

また、監督・検査に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

第9条（ICT活用工事（土工）の対象工事以外として発注した工事の取り扱い）

ICT活用工事（土工）の対象工事以外においても、受発注者協議の上、「情報化施工を取り入れた工事」として、施工管理・監督・検査について、本要領に準拠し実施することができる。

第10条（ICT活用証明書の交付）

「本要領第2条（ICT活用工事）」に規定する施工プロセス（全活用又は一部活用）を実施した工事には、実施内容を記載した証明書（別添－5参照）を交付する。

なお、ICT活用工事の対象工事以外として発注した工事においても、規定する施工プロセスが実施されれば交付するものとする。

※「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について（通知）」参照

第11条（現場見学会・講習会等の実施）

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施するものとする。

第12条（アンケート調査等）

I C T活用工事を実施した受注者は、発注者から I C T活用工事の効果検証等に係るアンケート調査等の依頼を受けた場合、これに協力するものとする。

第 1 3 条（その他）

本要領による I C T活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 5 日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 5 日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

別添－ 1 特記仕様書の記載例

別添－ 2 I C T活用工事（土工）の計画書

別添－ 3 I C T活用工事の実施フロー

別添－ 4 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費の見積

別添－ 5 I C T活用証明書

1. 特記仕様書の記載例(「発注者指定型」ICT活用工事(土工))

第〇〇条 ICT活用工事(土工)について(「発注者指定型」)

- 1 本工事は、ICT活用工事(土工)「発注者指定型」であり、当初からICT活用工事(土工)に関する費用が下表のとおり計上されている。
- 2 ICT活用工事(土工)「発注者指定型」とは、次に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいて全面的にICTを活用する工事である。
 - ①3次元起工測量
 - ②3次元設計データ作成
 - ③ICT建設機械による施工
 - ④3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤3次元データの納品

原則、土工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

- 3 受注者は、契約後、発注者へ協議書でICT工事計画書(別添－３)及び内容等が確認できる資料を提出する。
- 4 ICT活用工事(土工)の実施に当たっては、本特記仕様書及び「熊本県土木部ICT活用工事(土工)試行要領」によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
- 5 ICT活用工事(土工)の費用について(「発注者指定型」)
 - (1)当初発注時における積算方法(「発注者指定型」)

ICT活用工事(土工)を実施する項目については、「熊本県土木工事標準積算基準書」及び国土交通省から発出されている「ICT活用工事(土工)積算要領(以下、「積算要領」という。)」に基づき、費用を計上している。

ただし、①3次元起工測量経費及び②3次元設計データ作成経費については、発注時において計上していないため、受注者は監督職員からの依頼に基づき見積書を提出し、その費用については設計変更において計上するものとする。

(「別添－５ 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費の見積」参照)

	発注時 (全活用にて積算)	実施時(設計変更) (実施内容に応じて変更)
①3次元起工測量 (見積り)	計上しない	見積りにより計上
②3次元設計データ作成 (見積り)	計上しない	見積りにより計上
③ICT建設機械による施工	「積算要領」に基づき計上	実績に応じて、「積算要領」に基づき変更
④3次元出来形管理等の施工管理	「積算要領」に基づき計上 ※１	実績に応じて、「積算要領」に基づき変更 ※１、※２
⑤3次元データの納品	「積算要領」に基づき計上 ※１	実績に応じて、「積算要領」に基づき変更 ※２

※1)本工事においては、3次元座標値を面的に取得する機器を用いて「④3次元出来形管理等の施工管理」及び「⑤3次元データの納品」を行うこととしており、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じている。なお、当初発注時における「④3次元出来形管理等の施工管理」については、「1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理」にて積算している。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1

現場条件により、レーザースキャナー等による出来形管理手法を選択することが可能であるため、ICT工事計画書(別添-3)にて協議を行うこと。

※2)④3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び⑤3次元データ納品を行った場合は、見積書を提出し、受注者からの見積りにより算出される金額が、共通仮設費率、現場管理費率の補正係数で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

(2)設計変更における積算方法(「発注者指定型」)

発注者は、受注者から提出された協議書及び関係資料にてICT活用工事(土工)の実施内容を確認し、「熊本県土木部ICT活用工事(土工)試行要領」に基づき、実績に応じて設計変更を行う。

6 ICT活用効果の検証について

ICT活用工事を実施した場合、以下のアドレスからICT活用による効果に関する調査について、Logoフォームにより回答し、入力フォームの確認画面から「入力内容を印刷する」によりPDFデータをICT活用工事実施報告書として竣工書類に添付提出すること。

回答 URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/968375>

2.特記仕様書の記載例(「受注者希望型」)(ICT活用工事)(※ICT港湾浚渫除く)

第〇〇条 ICT活用工事について(「受注者希望型」)

- 1 本工事は、ICT活用工事(〇〇※¹)の対象工事である。

※1：ICT活用工事の主たる工種を1つ指定し、上記〇〇に記載する
土工(1000m³未満含む)、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、
地盤改良工、法面工、小規模土工、構造物工(橋脚・橋台)、構造物工(橋梁上部工)
基礎工、擁壁工

(補足説明) 工事成績評定対象外工事については、下記を記載する

2 工事成績評定について

本工事については、工事成績評定の対象外工事である。

3 出来形管理について

河川等の維持掘削、崩土取り除き等をICT活用工事(土工)として実施する場合は、河川土工(掘削工)・砂防土工(掘削工)・道路土工(掘削工)の出来形管理基準を準用するものとする。

- 4 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。ただし、一部活用の場合は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に示すタイプのいずれかを採用することとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成(必須)
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品(必須)

- 5 受注者は、前項の全てのプロセスもしくは一部の施工プロセスにおいてICT活用工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事の計画書(別添-3)及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することが出来る。

- 6 受注者は、第1項で指定した工種に加え、その他の工種においてもICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、他工種についてもICT活用工事として実施することができる。

- 7 ICT活用工事の実施に当たっては、本特記仕様書及び対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

8 ICT活用工事の費用について

受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者との協議が整い、ICT活用工事を実施する場合は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に基づき、設計変更の対象とする。

9 ICT活用効果の検証について

ICT 活用工事を実施した場合、以下のアドレスから ICT 活用による効果に関する調査について、Logo フォームにより回答し、入力フォームの確認画面から「入力内容を印刷する」により PDF データを ICT 活用工事実施報告書として竣工書類に添付提出すること。

回答 URL: <https://logoform.jp/form/x4b6/968375>

（統一様式名称：様式－9）

工事打合せ簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（ ）		
工事名	◎◎◎◎線○○○○(●●●)工事 《注：契約書の名称を記載》		
(内容) (記載例) ICT活用工事の希望について(受注者希望型) 特記仕様書「第〇条 ICT活用工事について」により、ICT活用施工を希望しますので、別添ICT活用工事(○○ ^{※1})計画書及びICT活用施工の概要・範囲図のとおり協議します。 ^{※1} ○○には該当工種を記載すること (例：土工、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、作業土工(床掘)、土工 1000m3未満、小規模土工、構造物工(橋脚・橋台)など)			
添付図 ICT活用工事計画書、ICT活用施工の概要、ICT活用施工範囲図			
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 (記載例) 協議事項について、ICT活用工事(○○^{※1})の実施を指示する。 本工事では、3次元起工測量・3次元設計データ作成が必要となるので、実施されたい。このことについて、見積もりを提出すること。 なお、ICT活用工事の実施に係る費用は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に基づき算出する。 ^{※1}○○には該当工種を記載すること (例：土工、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、作業土工(床掘)、土工 1000m3未満、小規模土工、構造物工(橋脚・橋台)など) 年月日： 年 月 日	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 年月日： 年 月 日	

主管課長	班 長	参 事	監督員	課員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

(統一様式名称：様式－9)

工事打合せ簿

発議者		□発注者 ■受注者		発議年月日		年 月 日	
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()					
工事名		○○○○線○○○○(●●●)工事 《注:契約書の名称を記載》					
(内容) (記載例) ICT活用工事(土工)の施工内容について(発注者指定型) 本工事の施工において、ICT活用工事(土工)計画書のとおり、ICT活用施工を実施します。 また、ICT活用施工の概要・範囲図について、別添資料のとおり協議します。							
添付図 ICT活用工事計画書、ICT活用施工の概要、ICT活用施工範囲図							
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐その他 (記載例) 協議のとおり施工すること。 なお、本工事では、3次元起工測量・3次元設計データ作成が必要であるため見積もりを提出すること。 なお、ICT活用工事の実施に係る費用は、「熊本県土木部ICT活用工事(土工)試行要領」に基づき、実績に応じて変更を行う。 年月日: 年 月 日					
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 年月日: 年 月 日					

主管課長	班 長	参 事	監督員	課員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

ICT活用工事(土工)計画書

チェック欄 ※実施項目に☑	施工プロセスの 段階	作業内容	採用する 技術番 号	技術番号・技術名
☐	①3次元起工測量			1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5) TS等光波方式を用いた起工測量 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7) RTK-GNSSを用いた起工測量 【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」も適宜追加する。
☐	②3次元設計データ作成			※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 掘削工 ☐ 盛土工 ☐ 路体盛土工 ☐ 路床盛土工 ☐ 法面整形工		1) 1) 3次元MC または 3次元MG 建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称 ※採用する機種及び活用作業工種・施工範囲(別途平面図等による)については、受注後の協議により決定する。 ※当該工事に含まれる左記作業の工種のいずれかで、ICT建設機械を活用すれば良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 出来形 ☐ 品質		1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削) 【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する。 ※経費補正対象は、上記1)～4) TS・GNSSによる締固め回数管理技術(土工) 注3) 品質管理をしない理由 []
☐	⑤3次元データの納品			

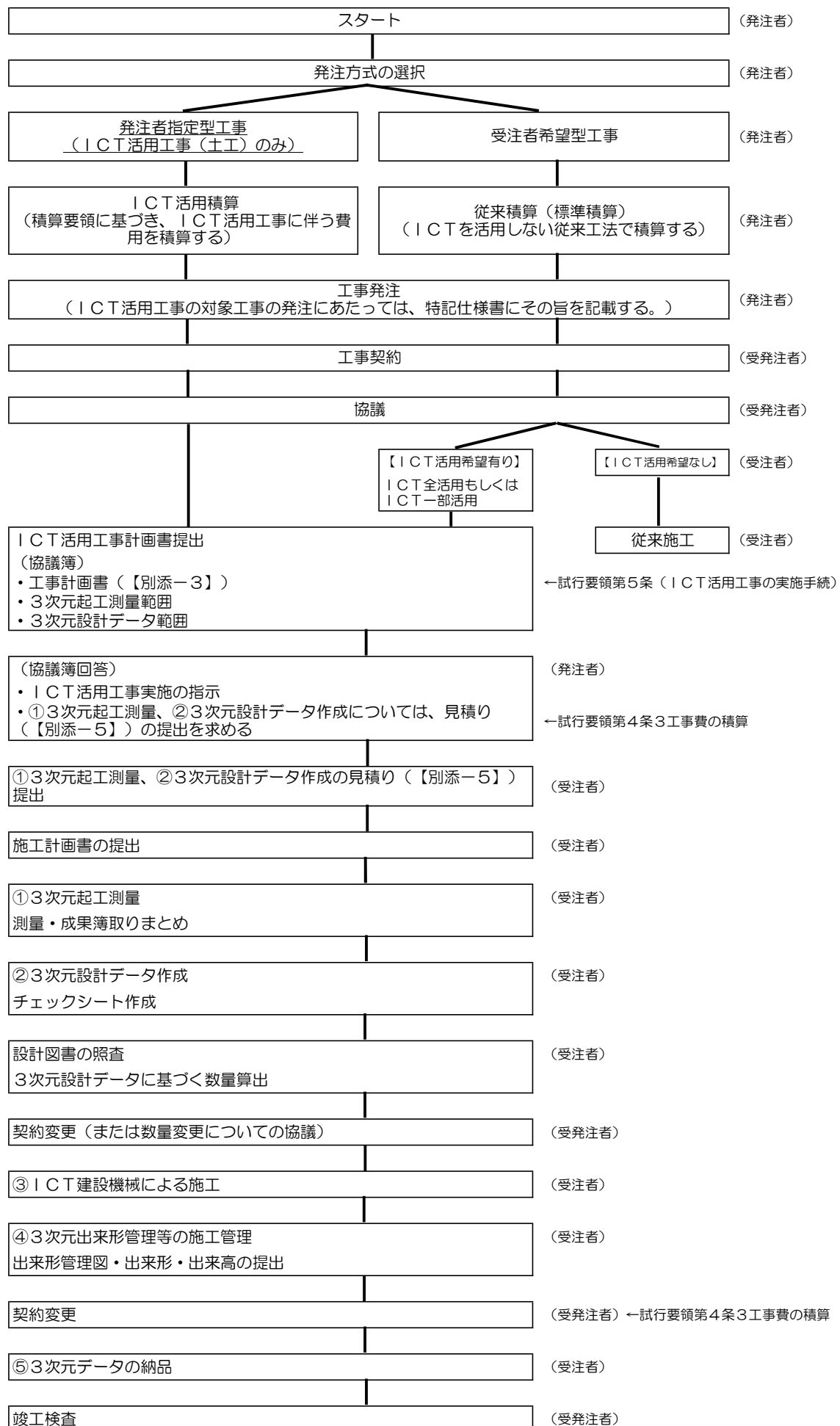
注1) ICT活用工事の詳細については、「ICT活用工事(土工)試行要領」及び特記仕様書によるものとする。

注2) 採用する技術番号欄には、複数以上の技術を組み合わせ採用しても良い。
 (「採用する技術番号」欄の記載例 : 「1」, 「1, 3」)

注3) 品質管理(締固め回数管理)をしない場合は、理由を記載すること。
 (理由例:「掘削工のみのため。」「土質が頻繁に変わり、その都度試験施工を行うことが非効率であるため。」等)

注4) 一部活用の場合は、下表にある5つのタイプいずれかを採用すること。

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT一部活用				
		タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	タイプ⑤
① 3次元起工測量	○	○	—	—	○	—
② 3次元設計データ作成 (必須)	○	○	○	○	○	○
③ ICT建機による施工	○	○	○	○	—	—
④ 3次元出来形管理	○	—	○	—	○	○
⑤ 3次元データの納品 (必須)	○	○	○	○	○	○



見積依頼（例）

【別添－４】
令和4年8月改定

報告希望日： 令和●年●月●日

調査条件： 特になし

工 事 名： ●●●●●工事

会社名	
役職/氏名	
TEL	

番号	資材名	規格(形状寸法・品質規格)	単位	使用 (予定) 数量	市況ゾーン	特記事項	図面番号
1	3次元起工測量費	ICT活用 施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件のとおり	—
	1. 作業計画						
	2. 標定点及び検証点の 設置・計測						
	3. 対空標識の設置						
	4. 標定点の設置・計測						
	5. 細部測量						
	6. 3次元形状復元						
	7. 数値編集						
	8. 3次元点群データの作成						
	9. 起工測量計測データの作成						
	10. 精度確認						
	11. 現場準備・後片付け						
	12. 諸経費						
2	3次元設計データ作成費	ICT活用 施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件のとおり	—
	1. 3次元設計データ作成費						
	2. 諸経費						

見積条件（例）

工事名： ●●●●●工事

- ※ 3次元起工測量の内容及び見積条件は下記を想定しています。
※ 3次元起工測量費の見積は1式にて依頼していますが、下記項目毎の細別金額も報告をお願いします。
※ 下記に記載している作業がない場合は、0（ゼロ）と記載して報告をお願いします。
※ 周辺地権者交渉および関係機関協議にかかる費用は、間接費に含まれる。
※ 見積書は、一般管理費等、諸経費込みの価格を明示をお願いします。
※ 現地に適した3次元計測技術が下記によらない場合は、必要な作業内容の報告をお願いします。

1. 作業計画

UAVの撮影計画においては所定のラップ率、地上画素寸法が確保できる飛行経路および飛行高度を算出するソフトウェアを用いて揚重能力とバッテリー容量に留意の上、撮影計画を立案する。LS計測においても設置位置の選定を含めた計測計画の立案に係る作業。

2. 標定点及び検証点の設置・計測

空中写真測量(UAV)による計測結果を3次元座標へ変換するための標定点と精度確認用の検証点を設置する。標定点および検証点は工事基準点、あるいは工事基準点からTSを用いて計測を行う。

3. 対空標識の設置

標定点および検証点の写真座標を測定するため、標定点および検証点に一時標識を設置する。なお、上述の「標定点および検証点の設置・計測」と同時に実施し、新たな作業が発生しなかった場合は計上しない。

4. 標定点の設置・計測

標定点を用いてLSによる計測結果を3次元座標へ変換、あるいは複数回の計測結果を標定点を用いて合成する場合は標定点を設置する。

5. 細部測量

UAVによる測量の場合は航空法に基づく「無人航空機の飛行機に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた飛行マニュアルを作成の上、マニュアルに沿って安全に留意した空中写真測量を行う。（空中写真測量の実施）LSによる計測の場合はレーザー出来形管理要領に従い、計測の留意点に配慮して計測を行う。（LS計測の実施）

6. 3次元形状復元

標定点と特徴点の写真座標等を用いて、空中写真の外部標定要素及び地形・地物の3次元形状を復元する。

7. 数値編集

必要に応じて3次元点群から不良な点を除去する作業

8. 3次元点群データの作成

「空中写真出来高管理要領」及び「レーザー出来高管理要領」に従って3次元点群データファイルを作成する。

9. 起工測量計測データの作成

点群データを対象にTINを配置し、起工測量計測データを作成する。

10. 精度確認

点群データ上での検証点の座標とTSを用いて設置した検証点の座標の真値を比較し、許容誤差以内であることを確認する。

11. 現場準備・後片付け

屋外作業をする際の準備・後片付け（ただし、通勤時間は除く）

12. 諸経費

※ 3次元設計データ作成費については、数量算出も含む。

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 印

I C T活用証明書

下記工事について、I C Tの実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区道路改良工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

I C T実施内容（実施した内容に、■を附している）

- ☐ 3次元起工測量
- ☐ 3次元設計データ作成
（□：3次元設計データを発注者が貸与）
- ☐ ICT建機による施工（実施工種：〇〇工、〇〇工）
- ☐ 3次元出来形管理等の施工管理（実施工種：〇〇工、〇〇工）
- ☐ 3次元データの納品（実施工種：〇〇工、〇〇工）